

「熊本地震災援金」ご協力、ありがとうございました

このたびの熊本地震災援金につきましては、ご賛同・ご協力頂き、誠にありがとうございました。

皆様からお寄せいただいた本義援金は、153組合・企業・団体、515万円となり、ご協力いただいた皆様方の名簿等を添えて、熊本県中央会、大分県中央会等の中小企業団体関係者の支援激励に役立てていただくべく、全国中央会に送金させていただきました。

このたびのご厚情に対し、心から深謝申し上げます。

サイバーセキュリティ対策を講ずるための協定が締結されました

平成28年7月28日、本会は千葉県警本部において、千葉県警、県内中小企業支援機関、学術機関らと、サイバーセキュリティに関する連携を目的とした、相互協力協定を締結した。

1. 経緯と目的

近年、サイバー空間と実空間の融合が急速に進化してきている。インターネットバンキングに係る

不正送金事犯等のサイバー犯罪や政府機関、民間事業者を狙ったサイバー攻撃による情報流出事案等が多発するなど、サイバー空間の脅威は深刻化している。

特に、固有の産業技術や個人情報等を保有し、千葉県の経済の重要な基盤となる中小企業において、先制的なサイバーセキュリティ対策を講ずることが急務である。

このため、本会は、千葉県警、県内中小企業支援機関、学術機関と相互に連携してサイバーセキュリティ対策の強化を支援し、サイバー空間の脅威の低減を実現する為、相互協定を締結した。

2. 本協定による連携項目

- (1) 各事業者のサイバーセキュリティ意識の向上を目指した広報啓発活動の推進
 - (2) サイバーセキュリティに関する情報共有体制の構築
 - (3) サイバーセキュリティに関する相談体制の構築
 - (4) サイバーセキュリティ事案発生時の相互連携による対処の推進
- また、連携項目に係る事業の円滑な推進を図るために、連絡会を設置する。



△協定締結式の様子

3. 本協定への参加機関

本協定への参加機関は以下の通り。

千葉県警本部、公益財団法人千葉県産業振興センター、一般社団法人千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、国立大学法人千葉大学、学校法人千葉工業大学、学校法人東京農業大学東京情報大学、独立行政法人国立高等専門学校機構木更津工業高等専門学校

「中小企業等経営強化法」が施行されました

平成28年7月1日に「中小企業等経営強化法」が施行されました。本法律では、中小企業・小規模事業者・中堅企業等を対象として、①各事業所管大臣による事業分野別指針の策定や、②中小企業・小規模事業者等への固定資産税の軽減や金融支援等の特別措置を規定しています。

1. 法律の趣旨

労働力人口減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応し、中小企業・小規模事業者・中堅企業（以下「中小企業・小規模事業者等」という）

の経営強化を図るため、事業所管大臣が事業分野ごとに指針を策定するとともに、当該取り組みを支援するための措置等を講じます。

2. 法律の概要

(1) 事業分野の特性に応じた経営力向上のための指針の策定

事業所管大臣は事業者が行うべき経営力向上のための取組（顧客データの分析、ITの活用、財務管理の高度化、人材育成等）について示した「事業分野別指針」を策定します。

(※) 具体的には、製造、卸・小売り、外食・中食、宿泊、医療、介護、保育、貨物自動車運送業船舶、自動車整備等を公表。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上のための取り組みの支援

① 経営力向上計画の認定及び支援措置

中小企業・小規模事業者等は、人材育成、コスト管理マネジメントの向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための取り組み内容などを記載した事業計画（「経営力向上計画」）を作成します。計画の認定を受けた事業者は、機会及び装置の固定資産税の軽減

（資本金1億円以下の会社等を対象、3年間半減）や金融支援等（低利融資、債務保証等）の特例措置を受けることができます。

② 認定経営革新等支援機関による支援

認定経営革新計画等支援機関（主に商工会議所、商工会、中央会、金融機関、士業等）による計画策定の支援を受けられます。

◎ 詳しいご案内は、経済産業省のホームページをご覧ください。

平成28年度「全国労働衛生週間」を10月に実施
 ↓今年のスローガンは「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」↓

厚生労働省は、10月1日（土）から7日（金）まで、平成28年度

「全国労働衛生週間」を実施します。今年のスローガンは、「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」に決定しました。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年か

ら毎年実施しているもので、今年で67回目になります。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

労働衛生分野では職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっています。

このような状況を踏まえて、平成27年12月にはストレスチェック制度が施行されるなど、改正労働安全衛生法では、化学物質の適切な管理や受動喫煙防止対策などを推進し、業務上疾病の発生を未然に防止するための仕組みを充実させることとしています。

今年度のスローガンは、これらの課題に対して、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

◎ 詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

健康づくり食生活講演会のお知らせ

日時：9月29日（木）

13：50～15：20

会場：千葉県教育会館 大ホール（中央区中央）

内容：「健康寿命を延ばすための食事と運動」知識と実践で若さを保つ

講師：関東学院大学栄養学部 准教授 菅 洋子 先生

定員：500名

問い合わせ：千葉県栄養士会

TEL：043-256-1117

Fax：043-256-11804

